

地域における「個と地域の一体的支援」の実践

誰もが権利擁護の担い手として～本人を中心に、専門職と地域住民がつながる「ネットワーク」形成に向けて～

生活困窮や社会的孤立といった課題が顕在化し、“生活のしづらさ”が深刻さを増す中、福祉ニーズを抱えた一人ひとりを支える「個の支援」と、地域住民の主体的な福祉活動を支える地域をつくる「個と地域の一体的支援」の実践が求められています。

本会権利擁護推進部では、生命や財産を守るだけでなく、より本人らしく生活できるように支えていく「積極的権利擁護」の考え方を理念に、地域での権利擁護ネットワークづくりに向けて、相談支援機関等が実施するケースカンファレンスに弁護士等の専門職派遣を行って来ました。

また平成25・26年度には共同募金配分金事業として、『「個別支援と地域支援を一体的に進めるための事例検討会」研修会』を開催し、ケースカンファレンスのポイントを盛り込んだハンドブックを発行しました。

今回は、現在、地域で実践されている「個と地域の一体的支援」の展開について取り上げます。

事例 高齢の母親と障害が疑われる娘の世帯

60歳代後半のAさんは、娘のBさんと二人暮らしです。Aさんは、腰痛を抱え、また最近では物忘れなど初期の認知症の症状があります。

今年に入り、Aさんは腰痛の悪化から外出ができなくなり、Bさんが金銭管理をするようになりました。すると瞬く間に貯蓄がなくなり、介護サービス利用料も支払われなくなりました。Aさんもそのことは知っており「Bも一生懸命やっています。来月には払いますから」と繰り返ししますが、一向に支払いがされず、ヘルパーの利用も断るようになってしま

た。そこでケマネジャーがBさんと話し合いましたが、つじつまの合わない話をするなど、あまり理解ができていない様子でした。ケマネジャーはBさんには何らかの障害があるのではないかと感じました。

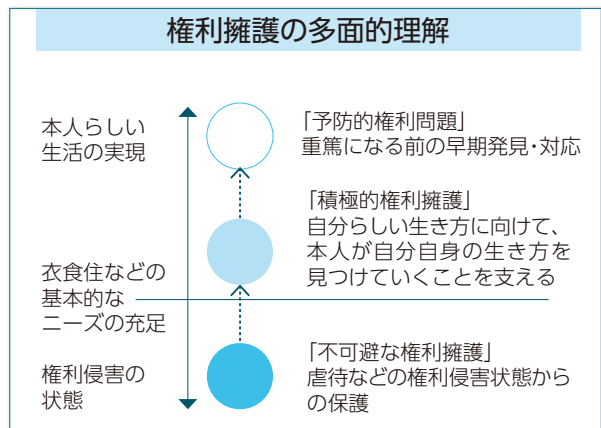
その後も滞納が続き、BさんがAさんを介護する様子も見られないため、BさんにAさんの金銭管理を第三者に委ねることを提案しましたが、「自分でできる」と怒り出し、話ができません。AさんとBさんの関係は悪くなく、AさんもBさん以外に金銭管理を任せることに抵抗があり、「Bに任せたい」と話するため、それ以

上の具体的な関わりはできませんでした。

権利擁護と専門職のネットワーク〈個の支援〉

Aさんはヘルパーが利用できないことで生活の質が低下してきています。このことから本ケースでは、まずはマイナスの状態から救い出すこと、すなわち「不可避な権利擁護」が必要になります。しかし、それだけが支援のゴールではありません。生命や財産を守るだけでなく、その先にあるAさんらしい生活を支えること、いわばAさんが自分の生き方を自ら見つけていくことができるよう、その過程を支える「積極的権利擁護」の視点も必要です。どこを「ゴ

権利擁護の多面的理解



ルにするかによって支援の中身は変わってくるからです。

一方、Aさんの支援だけでなく、Bさんへのアプローチも必要です。Bさんの金銭管理は、養護者による経済的な虐待に相当することも考えられますが、Bさんは意図的に支払いをしないのでしょうか。今までのBさんの様子から一人では金銭管理が上手くいかず、支払いたくても支払えない状態にあるのかもしれない。Bさんの行為が意図的なのか、それともBさんの判断能力の範囲を超えてしまっているのか、そのとらえ方によってアプローチ方法は変わります。

そのためケアマネジャーは、地域包括支援センターや社協の権利擁護事業部門にも声をかけ「なぜBさんは支払わないのか」「なぜAさんはBさんに任せたいのか」を考え、AさんとBさんの「声にならない声」に寄り添うところから始めました。本人と家族の両面からのアプローチは、関わる複数の機関や専門職がネットワークを組み、話し合うことにより、本人たちの思いをより深く探り、それぞれの専門性を活かした多面的なアプローチの視点が生まれます。現実問題として、制度やサービスの縦割りにより、各々の役割や専門性を相互に十分に理解できていないことから、高齢・障害分野を超えた

スムーズな連携が組めないという課題があります。

権利擁護に関わる事例の多くは「事後対応」となりがちですが、事後の対応では個々の対応に追われ、さらに事態が深刻化してからの介入になります。起きた課題にどう対応するかは重要ですが、それだけでなく事後対応から脱却するには、生活課題が重篤になる前に対応する「予防的権利擁護」(事前対応)の実践が求められます。

こうした課題を踏まえ、分野を超えた支援機関の連携を深めるため、「専門職間のつながりづくり」の取り組みを進めている地域があります。

海老名市社協の権利擁護ネットワークの取り組み

海老名市社会福祉協議会(以下、市社協)の権利擁護事業部門である海老名あんしんセンターでは、日常生活自立支援事業等の利用に関する相談は支援機関から多く寄せられるものの、それ以外の権利擁護に関する相談は多くありませんでした。

市社協でその原因について考えていく中、相談が少ないのは、地域の支援機関と権利擁護の視点を共有していないからではないかという疑問が生じました。そして支援機関が、いわゆる権利侵害からの保護だけを権利擁護活動ととらえている状態が

ら、「自分らしく生きることを支える」ことも権利擁護であることが共通理解となること、専門職や地域住民が、各々の役割を確認し合う場が必要だと認識に至りました。

そこで、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、ケアマネジャー連絡会、市内で活動する専門職後見人、行政に参加を呼びかけ、市内の支援機関・専門職と地域住民福祉活動とが権利擁護の視点でつながり、協働していくことを目的に、平成23年度に「権利擁護えびなネット

ワーク」(以下、えびなネット)を立ち上げました。

えびなネットは、専門職と地域住民福祉活動それぞれのネットワークがつながることを目指していますが、一足飛びに地域住民にアプローチすることは難しいと考え、翌年度に、まずは本人により近いところで活動するケアマネジャーや障害福祉の相談支援専門員等に対象を絞り、権利擁護の共通理解を図る、「権利擁護つなぎ人講座」(以下、つなぎ人講座)を開始しました。

つなぎ人講座では、複合課題世帯や虐待など、日頃、支援者が困難と感じる事例を中心に「本人主体・自己決定支援」という視点を基本におき、本会が実施する弁護士等の専門職派遣事業も活用しながら事例検討をしています。

このつなぎ人講座は、初年度は市社協が企画しましたが、25年度は市内の地域包括支援センターの主任ケアマネジャー分科会と、26年度からは社会福祉士分科会との協働企画・実施へと広がりを見せており、地域の支援者同士で課題を共有し、作り上げるという形に発展しています。

このように、えびなネットを基盤に海老名市全体の権利擁護の推進に向けて、相談支援現場からの課題提起、発信の場が生まれています。

【関連記事4面】



つなぎ人講座の様子。分野や職種の違う参加者が、一つの事例をめぐって、さまざまな視点からの意見交換を行いました



PICK UP!

“仕掛け人”に聞いた「権利擁護つなぎ人講座」

つなぎ人講座のきっかけや今後の展開について、海老名市社協地域福祉課長の白倉博子さんと、海老名南地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの半澤真由美さんにお話を聞きました。



白倉博子さん



半澤真由美さん

▶つなぎ人講座のはじまりを聞かせてください。

(白倉さん) えびなネットで権利擁護や成年後見に携わっている一部の支援機関だけでは、必要なニーズを救い出せないという思いから、本人の近いところで支援しているケアマネジャーやヘルパー、デイサービススタッフにも権利擁護の基本的な考え方を伝え、権利擁護の道案内を増やすこと、そして顔の見える関係づくりを目的に始めました。講座を始めるにあたって、まずはサービスにつなげる役目のケアマネジャーや、障害福祉の相談支援員を対象を定めることにしました。そこで、ケアマネ相談室の事務局である海老名南地域包括支援センターの半澤さんに相談をしました。

▶市社協からつなぎ人講座の話聞いてどうでしたか？

(半澤さん) 地域包括支援センターでは、地域のケアマネジャーからの相談を待っているだけでなく、相談しやすい関係づくりとして定期的に地域のケアマネジャーを対象に、ケアマネ相談室という研修会を開催していました。研修会のテーマを考える中、当時、認知症の方の支援の中で金銭管理や介護サービス契約などの課題で悩んでいたことから、地域のケアマネジャーが成年後見制度を理解することで「本人を支える援助」をより実践できるのではないかと考えていたところでした。

▶つなぎ人講座を開催してみようでしたか？

(白倉さん) 参加者からは「他分野からいろいろな意見を聞くことができた」という声を多くもらいました。一人で考えていると自分の価値観や体験しか出すことができませんが、みんなで考えることによって様々な方法を聞くことができます。専門職として本人が抱える課題に対して「どうするか」だけでなく「どうして起きてしまったのか」を考え、本質を掘り下げないといけません。それには、そのことを一緒に探り合える仲間が必要だと改めて感じました。

(半澤さん) 他事業所の他職種の方に相談するというのは、あまり機会としてはありませんでした。他職種や行政など違う立場の人の意見をもらえるのは、新たな視点を得られ、本人の生活を理解する上でとても大きなことでした。制度を学ぶだけでなく“人となりを支えること”の大切さについて考えさせられました。

▶今後の展開について教えてください。

(白倉さん) 今年から、講座の対象をヘルパーやデイサービスのスタッフにも広げることを検討しています。ヘルパー等は、より本人の生活に密着した支援を行っており、本人のちょっとした生活の変化にも気づく立場の方々です。本人の「声にならない」ニーズに耳を傾ける相談実践と、そこから浮き彫りになった課題を地域で解決していく仕組みづくりとをつなげて展開していきたいと考えています。

個から地域へー地域住民とのネットワーク (地域づくりの支援)

予防的な権利擁護の実践を進めていくためには、本人の暮らしの中で生じる「不安」や「負担」の段階から、地域の中で適切にサポートする仕組みを構築することが大事になります。このためには地域住民の力も重要になります。地域住民が、少し気

なる様子の人に気づいた時に、地域住民と行政、専門職が一緒になって経過を見守り、地域の中で支えていくこと、それぞれの立場で気づき、発信し、つながり合える仕組みづくりは誰もが安心して暮らせる地域づくりにつながります。

地域では、こうした仕組みづくりに向けて、専門職と地域住民とが一緒になって個別ケースについて考え

る場をつくり、個のニーズへの働きかけと同時に、個を支えるための地域づくりへの働きかけを一体的に進める実践が行われています。

【関連記事5面】

「個と地域の一体的支援」に向けて

権利擁護という言葉が広く使われるようになって約20年が経過した現

在、本人に関わる全ての専門職も、地域住民も、ともに各自の立場で、自分たちができる権利擁護を実践する担い手として期待されています。本会では、個のニーズから見えてきた地域の課題を、地域にフィードバックし、地域づくりの動きにつなげていく「個と地域の一体的支援」の実践を支援していきます。

(権利擁護推進担当)

実践事例

個と地域の一体的支援に向けた
大和市社協の実践

大和市福田北地域包括支援センター
社会福祉士 中山 毅 (大和市社協主査)



本会では市内に9つある地域包括支援センターのうちの1カ所を受託運営しています。その中で地域のさまざまな方から相談をいただきますが、日頃意識していることは、一つの個別ケースの相談を地域づくりにも活かすという視点です。

先日は、一人暮らしの認知症の方が、隣近所や商店などでスムーズなやり取りが難しくなっている場面をたびたび見かけようになったという相談を地域の方々からいただき、「地域ケア会議」を開催しました。その場には、自治会長や民生委員をはじめとする隣近所の方々、商店の方、介護サービス事業所の専門職が一堂に会し、それぞれが持つ情報や心配ごとの共有をし、この方を地域でどう支えるかを検討しました。お互いが持つ情報を共有することで生活全体が見えてきて、この方を支える地域のチームの力が高まる結果となりました。



専門職と地域住民が集まり、一つの個別ケースについて考えます

さらに隣近所の方々にとっては、認知症についての理解を深めることになったとともに、制度改革によって複雑化した介護保険サービスの多様性を知ることにもなり、ご自身やご家族の今後のためにもなったとの感想もいただきました。

一方、担当圏域には障がいのある方を対象としたグループホームが数カ所あり、障がい福祉領域の専門職から利用者の高齢化に伴う相談を受けることが年々多くなってきていました。調べてみるとこの先もその数はさらに増加することが分かったため、制度の性格上、高齢、障がいと、担当する対象領域別になってしまっている専門職を横につなぎつつ、お互いのスキルアップを図れる取り組みを4年ほど前から展開してきました。その中でお互いの制度を学び合ったり、対象者の理解を深めたり、個別ケースの検討などを重ねてきました。



市障害者自立支援協議会研修会には
高齢分野の専門職も参加しました

このように高齢者を主たる対象にする地域包括支援センターの試みが、障がい福祉領域の中でも市内に共通する一つの課題として取り上げられる結果となって、26年度中には、本市障害者自立支援協議会の中

に、障がいのある人やそのご家族の高齢化に伴う課題を検討する「自立生活支援部会」が新たに設けられ、地域包括支援センターの立場として私も加わっています。

このように一つの個別ケースに向き合うときに、地域でその方をどう支えるかということだけではなく、一つの相談が地域にもたらしていることを同時に考えて一体的な支援を目指すことで、地域の支えの力が強化され、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながるのだろうと感じています。

個と地域の一体的支援のためのケースカンファレンス
ハンドブック頒布のご案内

監修：岩間伸之氏 (大阪市立大学大学院 教授)

発行：神奈川県社会福祉協議会

定価：600円 (税込) ※郵送を希望される方は、別途送料の負担をお願いします。

専門職と地域住民の協働による新たな支え合いの仕組みづくりに向けて、地域でひらくケースカンファレンスのポイント等を盛り込んだハンドブックです。

ご希望の方は、本会権利擁護推進部 (☎045-312-4819) までお問い合わせください。

